



森 一 美

冬が近づき、インフルエンザが流行する季節になりましたが、予防接種はお済みですか？
最近「インフルエンザにかかったんですか？ 治るまで出社しないでください！」と総務の担当者に言われるケースが多いと思います。でも「会社を休んだんですけど、仕事がたまってしまっ大変でした」とか「病気休暇制度がなかったの、有給休暇がなくなっってしまった」との声も聞こえてきます。
さて、インフルエンザが労災保険で業務上と認められることがあるのでしょうか？

労災保険

会社でインフルエンザにかかったら、労災ですか？

か、監督署に勤務する労太君に協子さんが尋ねていますので、話を聞いてみてください。

労太「あれ、協子ちゃん。マスクしてるけど、どうしたの？」

協子「病院からの帰り。インフルエンザだって。今流行してるから、うがい、手洗いをシッカリしてたのに、嫌になるわ。労太にうつして、早く治らせないと！」

「ひどいこと言うね。しっかりと休んで早く治ってね」

「プレゼンの資料作りを頼まれてるけど、会社から治るまで出社しないでって言われて、どうしようかと思ってるの。」

ところで、私のインフルエンザ、会社でうつったと思ふのよ。二日ぐらい前に同僚の男の人が、ひどいクシャミをして、インフルエンザだったのよ。

それで、お母さんが『会社の中で感染したのなら、労災保険で治療できるんじゃないの？』って言うんだけど、労太、これって業務上になるの？」

「うーん、協子ちゃんのケースは業務上にはならないと思うよ」

「えー！ どうして？ 私の周りには会社以外で誰もインフルエンザにかかった人はいないのよ。会社の中でインフルエンザがうつったとしか考えられないの！」

「インフルエンザって、感染症だよ。感染症の業務上の判断は『誰からうつった』じゃないんだよ」

「じゃあ、判断の基準はなんなの？」

「勤務していた場所が、一般のところより、インフルエンザにかかる危険度が明らか高いかどうか判断基準なんだ。『事業主が、危険度の高い場所での勤務を労働者に命じた。その結

果、労働者がインフルエンザに罹患した。だから、業務上なんです』ということだと思うよ。」

協子ちゃんの会社は、電車とか、デパートとか、映画館の中と比較して、インフルエンザがうつる危険度は高くないと思われるから、業務上とは認定できないんだ」

「ふーん。じゃあ、どんな場合が業務上で認定できるの？」

「極端なケースでいうと、鳥インフルエンザのケースがあてはまると思うよ。外国から帰国した人が鳥インフルエンザにかかると隔離されるだろ。その隔離病棟で治療にあたる医療関係者が鳥インフルエンザにかかれば、明らかに業務上だよ。他の場所との罹患の危険度が明らかに違うからね」

「それじゃあ、インフルエンザが大流行している時期に、たくさん患者さん

を治療する病院の看護師さんがインフルエンザにかかったら、これは業務上になるの？」

「確かに、一般の場所より、インフルエンザがうつる確率が高いよね。でも、病院内ではマスク・手洗いなどで感染防止をしても、勤務時間以外の病院の外ではマスクもしていないケースがあると、看護師さんの感染の危険度をどう考えるか悩むと思うよ」

インフルエンザに対する労太君の結論は出ませんでした。けれども、感染症の業務上外の判断の基本線はお分かりいただけましたか。海外出張で「その地域にしかない感染症にかかった場合が業務上になる」ということがご理解いただけただけではないかと思えます。皆さんは、インフルエンザの業務上の判断をどうお考えになるのでしょうか。
(元労働保険適用・事務組合課長)